

九州運輸局及び福岡管区気象台  
コピー用紙購入契約  
仕様書

国土交通省九州運輸局  
気象庁福岡管区気象台

1. 件名 コピー用紙購入契約（単価契約）

2. 仕様

以下の条件を全て満たすものであること。

- ①古紙パルプ配合率が70%以上であり、かつ別紙1の算定方法により算出した総合評価値が80以上であること。
- ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。
- ③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。

3. 予定数量及び納品場所

別紙2のとおり

4. 納品等

- (1) 納品は発注を受けてから2週間以内に完了すること。
- (2) 発注にあたっては、九州運輸局より概ね2ヶ月分、福岡管区気象台から概ね1ヶ月分を取りまとめて受注者へ発注する。なお、緊急の場合にはこの限りではない。
- (3) 納品は事前に連絡を行い、九州運輸局もしくは福岡管区気象台の指定する検査職員の検査を受けた後に指示する場所へ納入すること。
- (4) 本調達物品の納品に係る納入経費（送料）はすべて受注者の負担とする。
- (5) 納入検査の結果、全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受注者は、直ちに当該物品を引取り、その代替品を指定した日時までに納入するものとする。
- (6) 納品日から12ヶ月以内に本調達物件に契約に適合しないものが発見されたときは、受注者は九州運輸局もしくは福岡管区気象台の請求により、他の良品と引き替え、又はその契約不適合によって生じた損害を賠償するものとする。
- (7) 本仕様に基づく全ての作業において、九州運輸局もしくは福岡管区気象台が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩してはならない。また、そのために必要な措置を講ずること。

5. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 6. 請求及び支払い

- (1) 納入検査合格後、納入先に応じて九州運輸局長もしくは福岡管区気象台長あて請求を行うものとする。なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (2) 九州運輸局及び福岡管区気象台は、適法な請求書に基づき、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に受注者に対して代金を支払うものとする。なお、発注者の責に帰すべき事由により、支払が遅延した場合は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」の定めるところにより、受注者に支払うものとする。

## 7. その他

- (1) 本仕様書の各項目に不明な点がある場合は、担当職員と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (2) 契約日については、令和8年度予算成立をもって契約することとする。  
ただし、令和8年4月1日以前に成立した場合は、令和8年4月1日を契約日とする。なお、予算案の変更、成立の遅延があった場合、事業を中止、又は契約内容を変更する場合がある。

## 総合評価値算定方法

指標項目	算出方法
① 最低保証の古紙パルプ配合率(%)	納入用紙の古紙パルプ配合率
② 森林認証材パルプ利用割合(%)	(森林認証材パルプ/バージンパルプ) × (100-①)
③ 間伐材等パルプ利用割合(%)	(間伐材等パルプ/バージンパルプ) × (100-①)
④ その他の持続可能性を目指した パルプ利用割合(%)	(その他の持続可能性を目指したパルプ/バージンパルプ) × (100-①)
⑤ 白色度(%)	納入用紙の白色度の数値
⑥ 坪量(g/m <sup>2</sup> )	納入用紙の坪量の数値
⑦ 古紙パルプ配合率に係る評価値	①-20(小数点第二位を四捨五入)
⑧ 森林認証材パルプ・間伐材等パルプの 合計利用割合に係る評価値	②+③(小数点第二位を四捨五入)
⑨ その他の持続可能性を目指した パルプ利用割合に係る評価値	0.5×④(小数点第二位を四捨五入)
⑩ 白色度に係る加算値	75-⑤(小数点第二位を四捨五入) なお、⑤が60未満の場合は60とし、75以上の場合は75とする。
⑪ 坪量に係る加算値	170-2.5×⑥(小数点第二位を四捨五入) なお、⑥が62未満の場合は62とし、68以上の場合は68とする。
⑫ 総合評価値	⑦+⑧+⑨+⑩+⑪ (小数点以下を切り捨て)

## 備考)

- 1 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。
- 2 「その他の持続可能性を目指したパルプ」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。
- 3 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。
  - ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ
  - イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

## 予定数量及び納品場所

支局・事務所名	納品場所	予定数量(箱)		
		A4	A3	B4
九州運輸局	福岡市博多区博多駅東2-11-1	747	27	4
福岡運輸支局(本庁舎)	福岡市東区千早3-10-40 ※年度内に福岡市東区みなと香椎4丁目に変更あり。	1,134	0	0
福岡運輸支局(門司港庁舎)	北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎	34	2	0
北九州自動車検査登録事務所	北九州市小倉南区新曾根4-1	520	0	0
筑豊自動車検査登録事務所	飯塚市仁保23-39	214	0	0
久留米自動車検査登録事務所	久留米市上津町2203-290	440	0	0
若松海事事務所	北九州市若松区本町1-14-12 若松港湾合同庁舎	44	0	0
佐賀運輸支局(本庁舎)	佐賀市若楠2-7-8	367	8	0
佐賀運輸支局(唐津庁舎)	唐津市二夕子3-214-6 唐津港湾合同庁舎	18	0	0
長崎運輸支局(本庁舎)	長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎	34	0	0
長崎運輸支局(東長崎庁舎)	長崎市中里町1368	280	0	0
佐世保自動車検査登録事務所	佐世保市沖新町5-5	120	0	0
厳原自動車検査登録事務所	対馬市厳原町久田645-8	20	0	0
佐世保海事事務所	佐世保市干尽町4-1 佐世保港湾合同庁舎	42	2	0
熊本運輸支局(本庁舎)	熊本市東区東町4-14-35	640	4	0
熊本運輸支局(三角庁舎)	宇城市三角町三角浦1160-20 三角港湾合同庁舎	20	2	0
大分運輸支局	大分市大州浜1-1-45	600	2	0
宮崎運輸支局	宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-3	507	0	0
鹿児島運輸支局(本庁舎)	鹿児島市浜町2番5-1号 鹿児島港湾合同庁舎	100	3	0
鹿児島運輸支局(谷山港庁舎)	鹿児島市谷山港2-4-1	614	2	0
奄美自動車検査登録事務所	奄美市名瀬和光町12-1	40	0	0
下関海事事務所	下関市東大和町1-7-1 下関港湾合同庁舎	12	0	0
(九州運輸局 小計)		6,547	52	4
福岡管区気象台	福岡市中央区大濠1-2-36	214	12	6
下関地方気象台	下関市竹崎町4-6-1 下関地方合同庁舎 5階	32	1	1
佐賀地方気象台	佐賀市駄前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎 8階	24	3	3
長崎地方気象台	長崎市南山手町11-51	21	3	1
熊本地方気象台	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎A棟 12階	23	3	1
大分地方気象台	大分市長浜町3-1-38	29	1	1
宮崎地方気象台	宮崎市霧島5-1-4	32	5	6
鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎 7階	72	4	2
名瀬測候所	奄美市名瀬矢之脇町26-1 名瀬第2地方合同庁舎 5階	14	1	1
福岡航空地方気象台	福岡市博多区大字雀居2025番地3 7階	51	8	16
(福岡管区気象台 小計)		512	41	38
合計		7,059	93	42

なお、種別ごとの1箱当たりの枚数は以下のとおりとする。

A4 : 500枚×5冊=2,500枚

A3 : 500枚×3冊=1,500枚

B4 : 500枚×5冊=2,500枚

※この表の数量は、予定数量であり、最低の発注数量を保証するものではない。